

改正後	改正前
<p>6 地域の推進体制 <略></p> <p>7 その他 <略></p> <p>附則 (令和元年6月21日付け農整第1416号) 附則 (令和2年6月1日付け農整第1227号) 附則 (令和3年12月28日付け農整第2004号)</p> <p><略></p> <p><u>附則 (令和4年5月30日付け農整第1276号)</u> <u>1 本要綱基本方針は、令和4年5月30日から施行する。</u> <u>2 令和4年度の事業計画認定は令和4年4月1日に遡り、本要綱基本方針を適用する。</u></p>	<p>6 地域の推進体制 <略></p> <p>7 その他 <略></p> <p>附則 (令和元年6月21日付け農整第1416号) 附則 (令和2年6月1日付け農整第1227号) 附則 (令和3年12月28日付け農整第2004号)</p> <p><略></p>

改正後

改正前

参考1

地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地の具体例
<略>

参考1

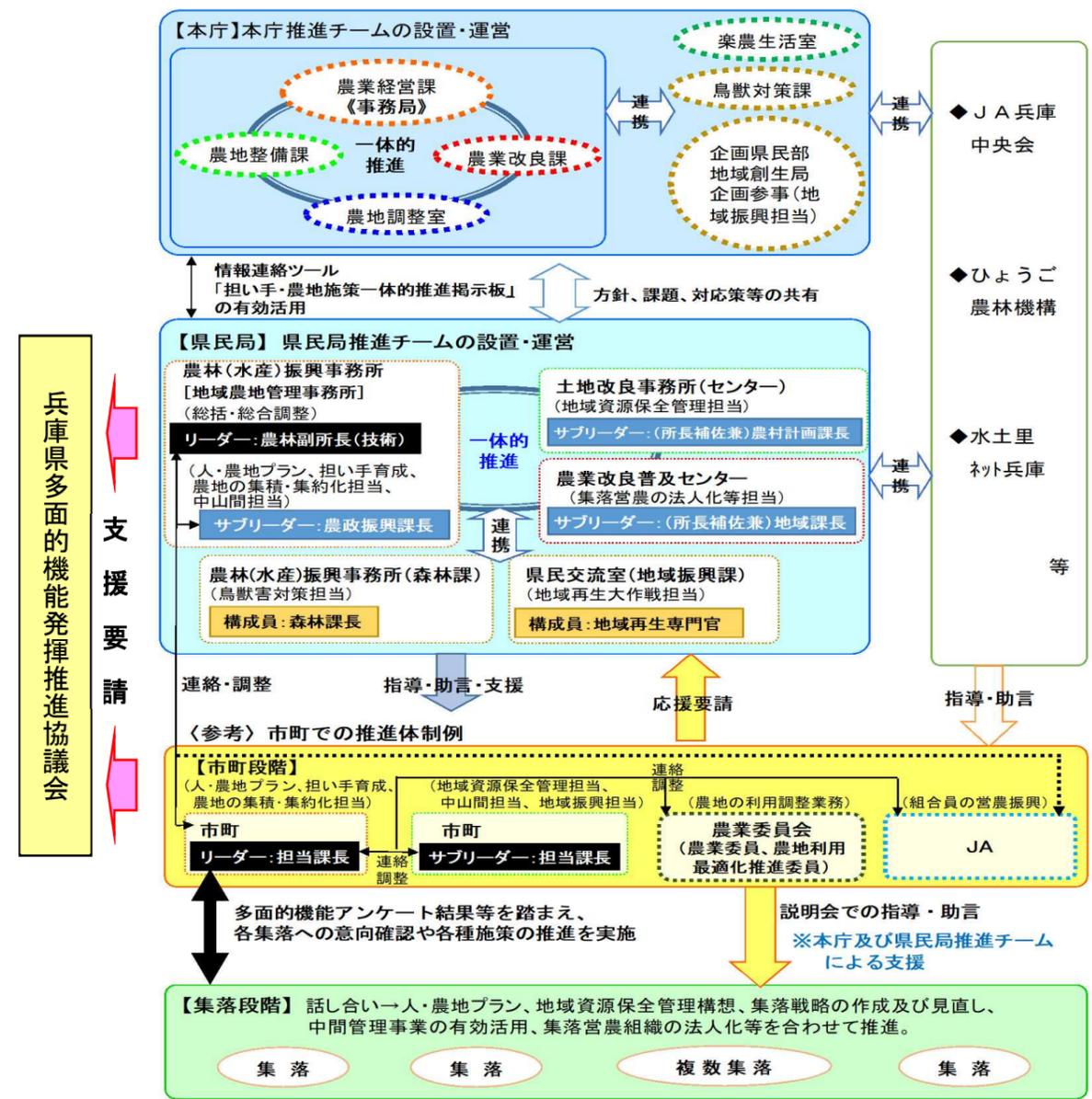
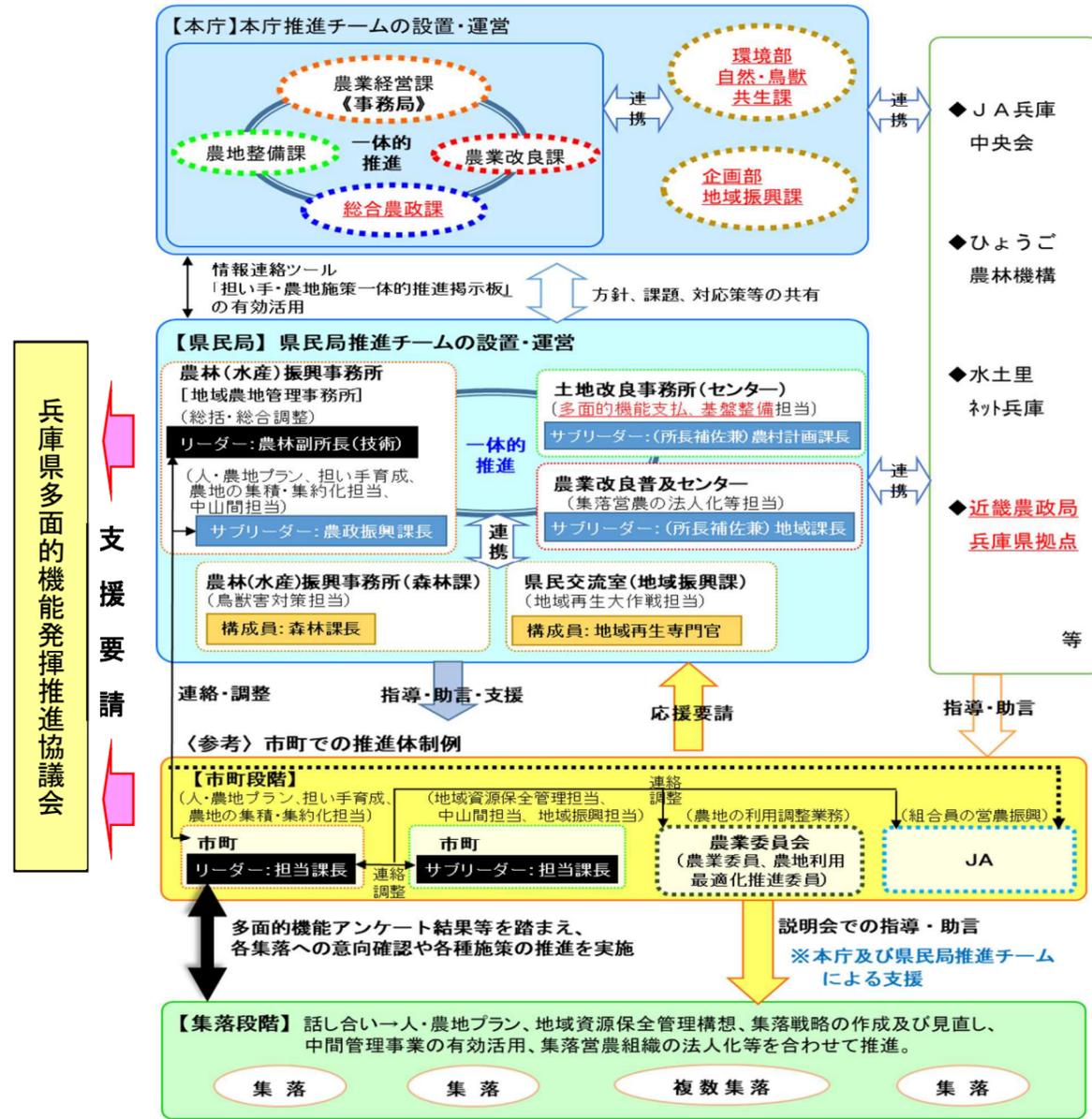
地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に認める農用地の具体例
<略>

参考2

兵庫県における多面的機能支払推進体制

参考2

兵庫県における多面的機能支払推進体制

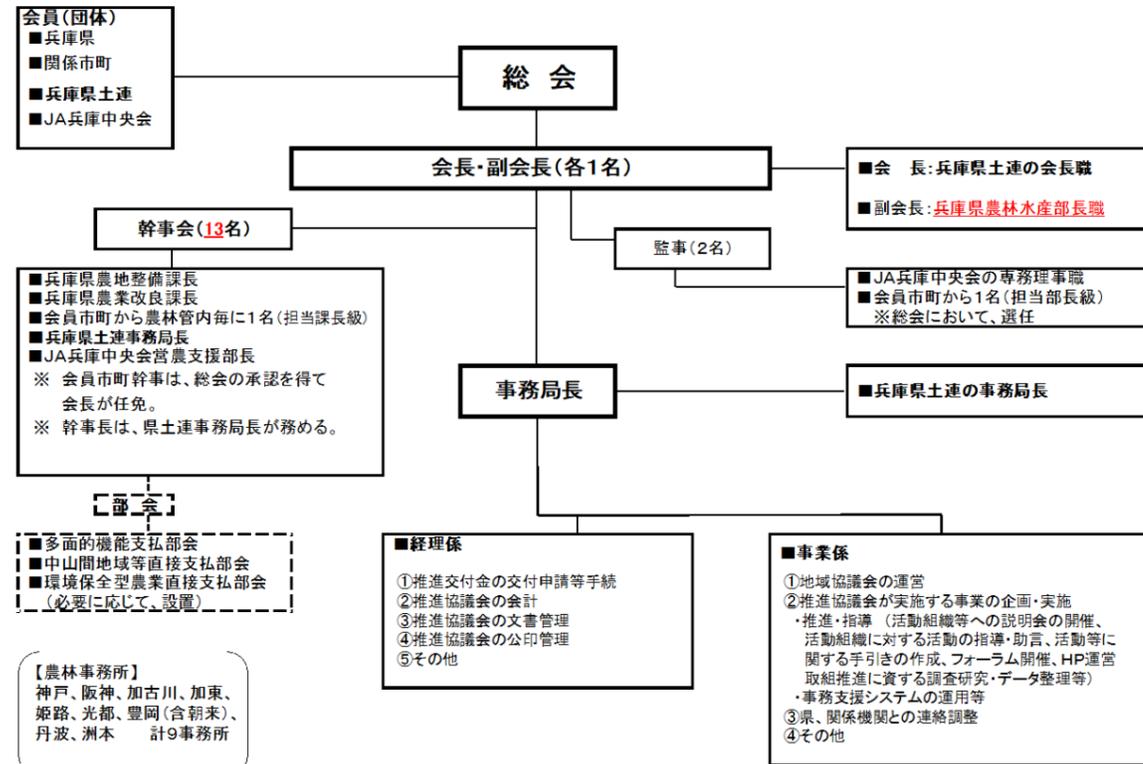


改正後

参考3

兵庫県における推進協議会執行体制

1 組織体制



2 事務局

係名	所属団体	役職	氏名	備考
事務局長	兵庫県土連	事務局長		
係長	兵庫県土連	総務課長		
係員				
係長	兵庫県土連	多面的機能発揮推進室長		
係員				
係員				

参考4～5

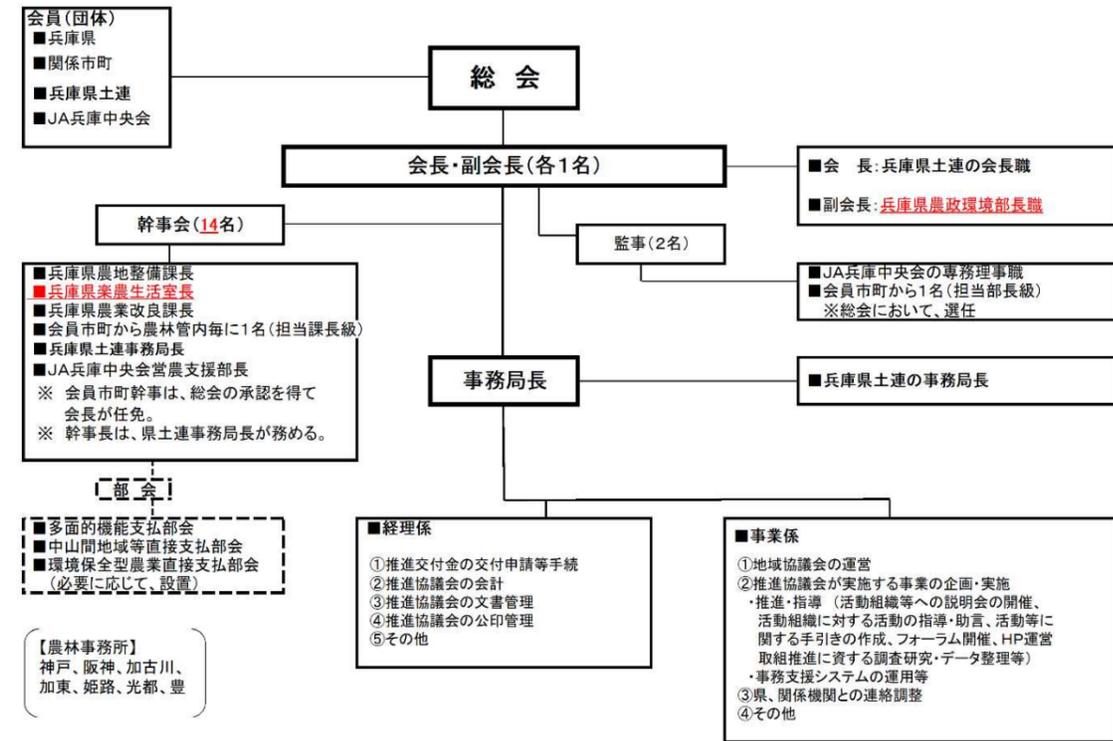
<略>

改正前

参考3

兵庫県における推進協議会執行体制

1 組織体制



2 事務局

係名	所属団体	役職	氏名	備考
事務局長	兵庫県土連	事務局長		
係長	兵庫県土連	総務課長		
係員				
係長	兵庫県土連	多面的機能発揮推進室長		
係員				
係員				

参考4～5

<略>

改正後	改正前
<p>(別紙1) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動) <略></p> <p>(別紙2) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))</p> <p>第1 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 施設の軽微な補修 <略></p> <p>第2 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 農村環境保全活動 <略></p> <p>第3 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 多面的機能の増進を図る活動 1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 <略></p> <p>2 活動の説明 52 遊休農地の有効活用～59 地域資源を活用した都市農村交流 (都道府県、市町が特に認める活動) <略></p> <p>60 広報活動・農的関係人口の拡大 ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 <略></p> <p>第4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」 <略></p> <p>(別紙3) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)) <略></p>	<p>(別紙1) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動) <略></p> <p>(別紙2) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))</p> <p>第1 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 施設の軽微な補修 <略></p> <p>第2 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 農村環境保全活動 <略></p> <p>第3 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 多面的機能の増進を図る活動 1 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 <略></p> <p>2 活動の説明 52 遊休農地の有効活用～59 地域資源を活用した都市農村交流 (都道府県、市町が特に認める活動) <略></p> <p>60 広報活動 ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 <略></p> <p>第4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」 <略></p> <p>(別紙3) 兵庫県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)) <略></p>

改正後		改正前	
(別紙4) 市町 一覧		(別紙4) 市町 一覧	
県民局・センター	市町名	県民局・センター	市町名
神戸	神戸市	神戸	神戸市
阪神南	西宮市	阪神南	西宮市
阪神北	宝塚市、 <u>川西市</u> 、三田市、猪名川町	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
北播磨	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町、三木市	北播磨	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町、三木市
東播磨	明石市、加古川市、稲美町、高砂市	東播磨	明石市、加古川市、稲美町、高砂市
中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町	中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町
西播磨	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市、太子町	西播磨	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市、太子町、
但馬	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市	但馬	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
丹波	丹波篠山市、丹波市	丹波	丹波篠山市、丹波市
淡路	淡路市、洲本市、南あわじ市	淡路	淡路市、洲本市、南あわじ市、
計	<u>37</u> 市町	計	<u>36</u> 市町